

第5章 量の見込みと確保方策

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前の児童を対象とし、幼児期の学校教育・保育を提供します。

現状 認可保育所：平成26年4月1日現在・幼稚園：平成26年5月1日現在

		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
認可保育所	公立	2か所	230人	227人	98.7%
	私立	12か所	1,055人	1,163人	110.2%
	計	14か所	1,285人	1,390人	108.2%
幼稚園	公立	18か所	2,255人	986人	43.7%

確保方策

- 幼稚園、保育所及び認定こども園については、家庭の状況にかかわらず、質の高い教育が提供されるとともに、必要な子どもは保育を受けられるよう、未就学児対象の施設全体として総社市の規模と地域のニーズに適合したあるべき姿を求めることとします。
- 幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及促進を図ります。
- 公立保育所は、認定こども園へ移行します。
- 公立幼稚園は、地域のニーズに応じて可能なものから認定こども園への移行を検討します。
- 公立幼稚園施設の全体又は一部を社会福祉法人に譲渡（売却・無償貸与）し、私立認定こども園として運営することや、保育所分園として活用することを検討していきます。その際には、既存の人員の活用に配慮したうえ、小学校との連携を強めるとともに教育の質の向上により一層努めなければならないこととします。
- 既存の保育所において、施設規模や定員の弾力化の受入状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進めます。
- 地域型保育事業については、公立幼稚園の空き教室を利用しての社会福祉法人による小規模保育の実施を検討すること及び事業所内保育の実施を支援することを進めていきます。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容/認定区分別】(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
1号 (3～5歳教育)	①量の見込み	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	
		894	266	889	264	887	263	861	256	853	253	
	②確保の内容		1,295		1,295		1,295		1,295		1,295	
	特定教育・保育施設		1,295		1,295		1,295		1,295		1,295	
	達成状況(②-①)		135		142		145		178		189	
2号 (3～5歳保育)	①量の見込み		836		831		829		805		797	
	②確保の内容		790		800		800		800		800	
	特定教育・保育施設		790		800		800		800		800	
	達成状況(②-①)		-46		-31		-29		-5		3	
3号 (0～2歳保育)	①量の見込み		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
			221	576	218	573	216	566	213	560	209	553
	②確保の内容		180 525		185 540		190 550		210 575		210 575	
	特定教育・保育施設		180 525		180 530		180 530		195 545		195 545	
	特定地域型保育事業		- -		5 10		10 20		15 30		15 30	
達成状況(②-①)		-41 -51		-33 -33		-26 -16		-3 15		1 22		

* 1号：3～5歳 幼児期の学校教育のみ 2号：3～5歳保育の必要性あり 3号0～2歳保育の必要性あり

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

現状

平成 27 年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありません。

確保方策 ●市役所における幼児期の学校教育・保育の窓口コーディネーター 1 名を配置します。

【利用者支援事業の見込み量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	箇所数	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。また、児童館建設の要望があること等を踏まえ、幼児とその兄弟姉妹である小学生低学年までが同じスペースで過ごすことができるように検討します。

現状

平成 25 年度	箇所数
つどいの広場	4
子育て支援センター	5
計	9

確保方策

- 平成 27 年度に新たに太陽保育園で子育て支援センター 1 か所を追加的に開設し、利用の促進を図ります。
- つどいの広場については、保護者に寄り添う支援を意識し、充実と柔軟な運営を図ります。
- 子育て支援センターについては、設置園の責任においてより多くの家庭に利用してもらうことを目指します。利用が少ない場合（月 100 組未満の親子利用）には事業継続の見直しを図ります。

【地域子育て支援拠点事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	延利用児童数/月	4,583	4,544	4,492	4,434	4,377
②確保の内容	箇所数	10	10	10	10	10
	延利用児童数/月	4,583	4,544	4,492	4,434	4,377
②-①	延利用児童数/月	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関において実施します。

現状

平成 25 年度	延件数
妊婦健康診査	6,676

確保方策

●すべての妊婦に対し実施します。

【実施場所】 医療機関

【検査項目】 基本的な健康診査（問診，計測，検尿，診察等）

必要に応じた医学的な検査（血液検査，子宮頸がん検査，超音波検査，クラミジア抗原検査等）

【実施時期】 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回

妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回

妊娠 36 週以降分娩まで：1 週間に 1 回

【妊婦健康診査の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	延受診回数/年	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②確保の内容	延受診回数/年	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②-①	延受診回数/年	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。

現状

平成 25 年度	対象児童数	訪問児童数	訪問率
乳児家庭全戸訪問事業	586	578	99%

確保方策

● 生後4か月までの子どもがいる家庭すべてに対し実施します。

[実施体制] 保健師や助産師による全戸訪問体制

[実施機関] こども課母子保健係

【乳児家庭全戸訪問事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	訪問件数/年	580	580	580	580	580
②確保の内容	訪問件数/年	580	580	580	580	580
②-①	訪問件数/年	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

保健師または助産師が、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行うことにより個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図り、当該家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

現状

平成 25 年度	訪問児童数
養育支援訪問事業	351

確保方策

● 養育が必要な家庭に対し訪問を実施します。

[実施体制] 保健師や助産師による支援訪問体制

[実施機関] こども課母子保健係

【養育支援訪問事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	訪問延件数/年	350	350	350	350	350
②確保の内容	訪問延件数/年	350	350	350	350	350
②-①	訪問延件数/年	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病などで宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童に対して、児童養護施設において受け入れます。

現状

平成 25 年度	箇所数
子育て短期支援事業	1 箇所

確保方策

● 児童養護施設みのり園への委託において事業を実施します。

【子育て短期支援事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用延人数/年	14	14	14	14	14
②確保の内容	利用延人数/年	14	14	14	14	14
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児童））

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人とを、それぞれ会員として、これをマッチングさせる事業を実施し、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
子育て援助活動支援事業	1 箇所	20 人

確保方策

● NPO 法人保育サポート「あい・あい」への委託において事業を実施します。

【子育て援助活動支援事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用延人数/年	21	22	22	22	22
②確保の内容	利用延人数/年	21	22	22	22	22
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

在園児の保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合などに幼稚園で一時的に預かり保育を行います。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業	5 か所	8,200 人

確保方策

- 利用者負担の見直しを含めて預かり時間の拡大を検討し、小規模保育及び認定こども園の実施への移行を視野に入れながら、既存の幼稚園 5 か所で実施します。

【一時預かり事業（幼稚園在園児）の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用延人数/年	9,607	9,549	9,524	9,243	9,168
②確保の内容	利用延人数/年	9,607	9,549	9,524	9,243	9,168
	箇所数	5	5	5	5	5
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（保育園・拠点施設における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）

保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合などに保育園や認定こども園、子育て拠点施設、ファミリー・サポート・センターなどで一時的に保育を行います。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
保育所における一時預かり	5 か所	6,000 人
ファミリー・サポート・センター	1 か所	6,500 人

確保方策

- 既存の保育所 5 か所での一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

【一時預かり事業の見込量及び確保方策（保育園・拠点施設における確保）】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用延人数/年	13,761	13,700	13,610	13,547	13,456
②確保の内容	利用延人数/年	13,761	13,700	13,610	13,547	13,456
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

病気の子どもについて、病院における専用スペースにおいて、看護師などが病気の子どもを一時的に保育する事業を実施します。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
病児保育事業	1 か所	534 人

確保方策

- 既存の 1 か所の施設において実施します。
- ファミリー・サポート・センターと連携して実施することで、利用者の利便性の向上に努めます。

【病児保育事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用延人数/年	742	729	717	680	662
②確保の内容	利用延人数/年	742	729	717	680	662
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い通常の保育時間を超えて、午後 7 時まで延長して保育を行います。

現状

平成 25 年度	箇所数	利用者数
時間外保育事業	14 か所	660 人

確保方策

- 既存の全ての保育施設において実施し、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間開所を実施します。

【時間外保育事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用実人数	630	625	621	608	601
②確保の内容	利用実人数	630	625	621	608	601
	箇所数	14	14	14	14	14
②-①	利用実人数	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、空き教室の活用についても検討していきます。また、学校開放型のクラブとして、下校後の教室利用についても協議していきます。

長期休暇限定の利用についても、検討していきます。

現状

平成 25 年度	クラブ数	延利用者数
放課後児童健全育成事業	13 か所	590 人

確保方策

- 利用対象者を3年生から6年生までに拡充します。
- 定員超過の場合は、小学校等の空き教室を活用した施設整備を検討します。
また、定員に余裕のある場合は、他の定員超過のクラブ利用ができるよう広域利用の調整を図ります。
- 長期休暇時のみ保育が必要な家庭については、長期休暇を限定としたクラブ開設を検討します。
- 大規模クラブについては、適正規模になるよう分割を検討します。

【放課後児童健全育成事業の見込量及び確保方策】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	利用実人数	590	594	593	608	604
	利用実人数	590	594	593	608	604
②確保の内容	クラブ数	13	13	13	13	14
	利用実人数	0	0	0	0	0
②-①	利用実人数	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たり、庁内の関係課が連携を図り、何が子どもにとって最善かを念頭に必要な内部調整を図るとともに、段階的に子どもに関する部署（庁内体制）の集約を図り、総合的な推進を目指します。

また、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「総社市子ども・子育て会議」において、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

2 計画推進に向けた地域との協働体制の構築

本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、子どもに関わる地域団体などを育成、支援するとともに、子ども条例のもと、主任児童委員や愛育委員などの関係者との連携を強化し、まち全体での「みんなで子育て」意識を醸成します。

また、市民代表、福祉関係機関、学識経験者、企業、行政職員などで構成される「総社市子ども・子育て会議」が中心となり、相互の情報交換、連絡調整を行い、地域の実情に応じたニーズを把握し、計画を推進します。

3 計画推進の方向性

地域の実情や財源など、ニーズの変化に応じて柔軟な対応と調整が必要ですが、概ね次のような計画で進めます。

（1）平成27年度～平成29年度

保育所における待機児童の解消に重点を置き、量の拡充を図ります。保育所定員枠拡大の検討と公立幼稚園の空き教室等を利用しての小規模保育の実施及び事業所内保育の支援に取り組みます。

平成27年度については、清音幼稚園の認定こども園への移行に伴い、定員枠の拡大を図ります。あわせて公立幼稚園利用について、認定こども園への移行及び小規模保育事業実施の検討を行い、事業所内保育所への支援を含めた地域型保育事業の実施を図ります。

また、地域子育て支援拠点事業については、新たに子育て支援センターを開設し、特色のある事業として充実を図る一方、利用状況に応じて事業の継続を検討します。放課後児童クラブについては、原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、学校開放型として下校後の教室利用について検討します。

(2) 平成30年度～平成31年度

事業計画については、年度ごとに見直しを行い、実態数値と照らし合わせて必要量の確保に努め、潜在ニーズも含めた保育量を確保するために整備を行います。

また、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及に取り組み、公立保育所はすべて認定こども園へ移行します。さらに、公立幼稚園を社会福祉法人へ譲渡（売却・無償貸与）し、私立認定こども園として運営するモデル園を設けることを目指します。その際には教育の質を担保し、円滑に就学できるように小学校との密接な連携を図ります。

子ども・子育て支援事業については、必要量に応じて確保方策を定め、利用者にとって利用しやすい、質の高いサービスの提供に努めます。